

別添2-1
様式第2号(第7条第4項関係)

第 年 月 日

様
草津市長 印

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

年 月 日付の草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請を草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第7条第4項の規定により審査した結果、申請された講座を指定しましたので下記のとおり通知します。

| | | | |
|-------------------|-----------------------|--------|--------------|
| ①氏名(申請者) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 生 (歳) |
| ②児童の氏名(受講者が児童の場合) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 生 (歳) |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | |
| ④受講施設の名称 | | | |
| ⑤対象講座の名称 | | | |
| ⑥受講科目 | 1 2 3 4 5 6 7 8 | | |
| ⑦試験を免除できる科目 | | | |
| ⑧受講期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) | | |
| ⑨所要費用(予定) | 入学料 円、受講料 円 | 合計額 | 円 |
| ※ | 指定番号: | | |

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定対象講座について支払う入学料および受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の **4割相当額** です。ただし、**受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学および通信制を併用する場合は20万円が限度になります。**
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の **5割相当額** (受講開始時給付金の給付を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額から差し引いた金額) です。ただし、**受講方法が通信制の場合は受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は25万円が限度になります。**
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の **1割相当額** です。受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて、**受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合または通学および通信制を併用する場合は30万円が限度になります。**算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後に、受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に、この通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

別添2-2
様式第2号(第7条第4項関係)

第 年 月 日

様
草津市長 印

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定通知書

年 月 日付の草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請を草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第7条第4項の規定により審査した結果、申請された講座を指定しましたので下記のとおり通知します。

| | | | |
|-------------------|-----------------------|--------|--------------|
| ①氏名(申請者) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 生 (歳) |
| ②児童の氏名(受講者が児童の場合) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 生 (歳) |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | |
| ④受講施設の名称 | | | |
| ⑤対象講座の名称 | | | |
| ⑥受講科目 | 1 2 3 4 5 6 7 8 | | |
| ⑦試験を免除できる科目 | | | |
| ⑧受講期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) | | |
| ⑨所要費用(予定) | 入学料 円、受講料 円 | 合計額 | 円 |
| ※ | 指定番号: | | |

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定対象講座について支払う入学料および受講料(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)
- 支給額は、次のとおりです。
 - 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の **3割相当額** (7万5千円を限度) です。
 - 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の **4割相当額** (受講開始時給付金の給付を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額から差し引いた金額) (受講開始時給付金と併せて**10万円を限度**) です。
 - 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の **2割相当額** (受講開始時給付金および受講修了時給付金と併せて**15万円を限度**) です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後に、受講を取りやめた場合または受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に、この通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

別添3-1
様式第3号(第8条第1項関係)

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

草津市長 宛

申請者氏名 印

受講開始時給付金
受講終了時給付金
合格時給付金 } の支給を受けたいので下記により申請します。
※いずれかに○をつけること

| | | | |
|-------------------------|--------------------------|-------------|---------------|
| ①氏名(申請者) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 日生 (歳) |
| ②児童の氏名(受講者が児童の場合) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 日生 (歳) |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | - |
| ④受講施設の名称 | | | |
| ⑤対象講座の名称 | | | |
| ⑥受講科目 | 1 2 3 4 5 6 7 8 | | |
| ⑦試験を免除できる科目 | | | |
| ⑧受講期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) | | |
| ⑨所要費用(予定) | 入学科 円、受講料 円 | 合計額 円 | |
| ⑩支払い金融機関 | 金融機関名 | 口座の種類 普通・当座 | |
| | 支店名 | 口座番号 | |
| | 口座名義(フリガナ) | | |
| ⑪申請者と生計を一にする子の氏名等(注5参照) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 日生 (歳) |
| | 住所(別居の場合) | | |
| | 申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない | | |
| (備考) | | | |

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学科、受講料を記入してください。
- 3 受講終了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講終了時給付金の算定基礎となった入学科、受講料等を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 7 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

別添3-2
様式第3号(第8条第1項関係)

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
給付金支給申請書

草津市長 宛

申請者氏名 印

受講開始時給付金
受講終了時給付金
合格時給付金 } の支給を受けたいので下記により申請します。
※いずれかに○をつけること

| | | | |
|-------------------------|--------------------------|-------------|---------------|
| ①氏名(申請者) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 日生 (歳) |
| ②児童の氏名(受講者が児童の場合) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 日生 (歳) |
| ③住所 | (〒 -) | 電話 () | - |
| ④受講施設の名称 | | | |
| ⑤対象講座の名称 | | | |
| ⑥受講科目 | 1 2 3 4 5 6 7 8 | | |
| ⑦試験を免除できる科目 | | | |
| ⑧受講期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) | | |
| ⑨所要費用(予定) | 入学科 円、受講料 円 | 合計額 円 | |
| ⑩支払い金融機関 | 金融機関名 | 口座の種類 普通・当座 | |
| | 支店名 | 口座番号 | |
| | 口座名義(フリガナ) | | |
| ⑪申請者と生計を一にする子の氏名等(注5参照) | フリガナ | 生年月日 | 年 月 日 日生 (歳) |
| | 住所(別居の場合) | | |
| | 申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する・しない | | |
| (備考) | | | |

(注意)

- 1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の支給申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学科、受講料を記入してください。
- 3 受講終了時給付金の支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講終了時給付金の算定基礎となった入学科、受講料等を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
- 7 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

草津市告示第241号

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに制定する。

令和5年10月10日

草津市長 橋川 渉

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱（令和2年草津市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「4,500円」を「4,700円」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、改正後の草津市多子世帯子育て応援事業費交付要綱の規定は、令和5年度以降の事業から適用する。

（令和5年10月10日揭示済み）

草津市告示第242号

草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに制定する。

令和5年10月10日

草津市長 橋川 渉

草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱（平成28年草津市告示第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「4,500円」を「4,700円」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、改正後の草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以後に発生する実費徴収費から適用し、同日前に発生した実費徴収費については、なお従前の例による。

（令和5年10月10日揭示済み）

草津市告示第243号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月12日

草津市長 橋川 渉

- 1 期 日 令和5年10月19日
- 2 場 所 草津市議会議場

（令和5年10月12日揭示済み）

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年10月2日

草津市長 橋川 渉

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|----------------------------------|--------------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 草津市野路町110番地 2-103 響流下北池 古川 拓海 | 草津市片岡町字上ツブ田163 番7 外1筆 | 182.52㎡ | R5.10.2 | 1697 |

(令和5年10月2日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事
完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の
規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同
条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付し
た。

令和5年10月2日

草津市長 橋 川 渉

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面積 | 検査済証 | |
|----------------------------------|-----------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番号 |
| 草津市野路町120番地 2-205 ファミリーエ 大谷 翔 | 草津市矢橋町字勅使ノ岡1459 番3 | 336.94㎡ | R5.10.2 | 1698 |

(令和5年10月2日揭示済み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第
2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年10月2日

草津市長 橋 川 渉

| 名称 | 位置 | 利用開始の期日 |
|----------------|---------------------|-----------|
| 木川柳原第二 児童遊園 | 草津市木川町字柳原 794番18 | 令和5年10月2日 |

(令和5年10月2日揭示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分する
ことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16
号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6
年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次
のとおり公告する。

令和5年10月13日

草津市長 橋 川 渉

- 1 入札に付する売払物件

| 物件番号 | 物件名 | メーカー・規格 | 予定価格 (入札保証金) |
|----------|---|---------------------------|------------------|
| 05050101 | エンジン草刈り機 【ジャンク品】 (現地直接引き取り 限定) | マキタ MEM263 | 1,000円 (100円) |
| 05050102 | 演壇 (現地直接引き取り 限定) | L I O N 不明 | 1,000円 (100円) |
| 05050103 | 豆型天板テーブル (現地直接引き取り 限定) | K O K U Y O MTL-301 | 1,000円 (100円) |
| 05050104 | ミーティングチェア (4脚) (現地直接引き取り 限定) | K O K U Y O C K - 305K | 1,000円 (100円) |
| 05050105 | 円形ロビーソファ (現地直接引き取り 限定) | 不明 | 3,000円 (300円) |
| 05050111 | ガラス製テレビ台 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 100円 (10円) |
| 05050112 | 背面ミラー付きラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | IKEA | 300円 (30円) |
| 05050113 | 木馬 【リサイクル品】 (直接引き取り限定) | 不明 | 300円 (30円) |
| 05050114 | 筋力トレーニング器具 【リサイクル品】 (直接引き取り限定) | 不明 | 300円 (30円) |
| 05050115 | ハンガーシェルフ 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 平安伸銅工 業株式会社 | 100円 (10円) |
| 05050116 | 木製三段ボックス 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 100円 (10円) |
| 05050117 | ハンガーラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 100円 (10円) |
| 05050118 | アイロン台 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 山崎実業 | 100円 (10円) |
| 05050119 | ミニテーブル 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 300円 (30円) |
| 05050120 | 収納ケース2個セッ ト 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 400円 (40円) |

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者(その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。)

ク 日本国内に住民登録(法人の場合は、法人登記)がない者

ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

- コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者
- 4 入札に関する情報を示す期間および場所
- (1) 期間 令和5年10月13日(金)から令和5年12月5日(火)まで
- (2) 場所 草津市ホームページ(インターネット公有財産売却ページ)および公有財産売却システム
- 5 入札参加仮申込
- 入札参加希望者は令和5年10月20日(金)午後1時から令和5年11月7日(火)午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。
- 6 入札参加申込の受付
- 草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込(本申込)登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。
- ※ 代理人による手続き(本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。
- 8 売払物件公表の日時および場所
- (1) 日時 令和5年10月25日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 **【リサイクル家具・リサイクル品】**
草津市立クリーンセンター(滋賀県草津市馬場町1200-25)
【エンジン草刈り機】
草津市役所本庁舎 地下1階(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)

【上記以外】

草津市 旧合同ビル(滋賀県草津市大路二丁目11-51)

- (3) その他 前日(令和5年10月24日)午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。
- 9 入札期間、開札の日時、場所および方法
- (1) 入札期間 令和5年11月21日(火)午後1時から令和5年11月28日(火)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和5年11月28日(火)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和5年11月30日(木)午後5時
- 10 入札の無効に関する事項
- 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 契約締結および売買代金支払方法
- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和5年12月5日(火)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和5年12月12日(火)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。
- 12 落札した売払物件の引渡し等
- 契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。
なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。
- (1) 期限 草津市が指定する日時まで

- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他
 - ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。
 - イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。
 - ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。
 - エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。
- 13 契約にあたって付する主な特約
 - (1) 公序良俗に反する使用の禁止
 - ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。
 - イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。
 - ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。
 - エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。
 - オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。
 - (2) 風俗営業等の禁止
 - ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。
 - イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継

させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

- ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。
- エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
 草津市総務部総務課財産管理係
 電話番号 077-561-2305 F A X 番号 077-561-2483
 メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和5年10月13日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第20号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月2日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和5年10月12日（木）午後2時30分
2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和5年10月2日揭示済み）